

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### （開催要領）

1 日時 平成27年5月29日（金）12:39～13:06

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

#### <WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長

大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

#### <提案者>

袴着 賢治 福岡市総務企画局企画調整部長（国家戦略特区担当）

谷 哲哉 福岡市経済観光文化局新産業振興課長

#### <関係省庁>

田原 康生 総務省電波政策課課長

根本 朋生 総務省電波政策課課長補佐

高橋 真紀 総務省電波政策課周波数調整官

小笠原 通晴 総務省電波環境課認証推進室課長補佐

平林 孝太 総務省電波政策課係長

#### <事務局>

富屋 誠一郎 内閣府地方創生推進室長代理

藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

富田 育稔 内閣府地方創生推進室参事官

### （議事次第）

1 開会

2 議事 技術基準適合証明に係る規制緩和について

3 閉会

---

○藤原次長 早速進めさせていただきます。

技適マークの関係です。福岡市からの御要望がございまして、特に見本市等々でございますけれども、微弱な電波を発する、海外からの輸入品も含めて、特に技適マークの必然性も感じられないということで、後ほど福岡市からも簡単に御説明いただきますが、特定実験試験局の活用ではなかなかそれでも難しいという話がございますので、ワーキンググ

ループの先生方の御了解もいただきまして、今日は全体として市と担当省庁、ワーキンググループ委員の三者で議論いただくことにさせていただきたいと思います。

本件は今いろいろと総務省とも議論しておりますが、ドローンの関係で成長戦略に向けてどういった形で記載をしていくかということにもかなり密接に関係する部分でございますので、この特定実験試験局の活用の問題ということで議論を深めていただければと思っております。

それでは、八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 お忙しいところお越しくださいまして、ありがとうございます。

それでは、早速御説明をお願いしたいと思います。

○袴着企画調整部部長 福岡市でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

福岡市から電波法の特例を第3回区域会議で提案させていただいております。これは主に新製品の開発に用いられるBluetoothやWi-Fi等の2.4や5.2～5.6GHz帯を使用するモジュール、部品に限って、さらに開発、展示用といった用途に限って技適を不要にしていただきたいという提案でございます。

実際に販売の段階、販売用の製品については、世の中に広く出回ることが想定されておりまので、これまでどおり技適が必要と考えています。今回はあくまで開発、展示用といった少数のモジュールについての提案とさせていただいております。

これに対しまして、前回のワーキンググループで総務省さんから特定実験試験局を活用してはどうかという御提案をいただいておりますが、BluetoothやWi-Fiの2.4あるいは5.2～5.6GHzというのは既に使用されている電波帯でございまして、実際には特定実験試験局を活用することは事実上不可能であると考えております。ですので、この御提案をいただいたのはどういう趣旨であったのかということも、ぜひお聞きしたいと思っております。

私からは以上です。

○八田座長 スマホや何かのことが外国から持ってくるのが可能になった。それと大体同じような基準でよろしいですか。

○袴着企画調整部部長 そうですね。現在、いわゆる米国でのFCC認証や欧州のCEマークといった海外の認証があるものにつきましては、日本での使用を限定的に可能にしようという法改正が国会で審議されていると承知しております。

今回我々が考えておりますBluetoothやWi-Fiといったものも、海外から持ち込まれる今回の法改正の対象となっております携帯電話の中にも同じようなものが部品として組み込まれているわけです。ですので全く同じような整理が可能なのではないかと考えております。

○八田座長 それでは、よろしくお願ひします。

○田原課長 総務省でございます。

今、御指摘があった前回の議論で、私どものほうでも言葉足らずだったのかなというところがございますが、特定実験試験局の件でございますけれども、本件の前に先ほど藤原

次長からもありましたが、ドローン等の関係で近未来実証特区など特定の地域で使えるようにしたいという議論もあって、そういうところでも特定実験試験局制度が使えるのではないかということで、その運用について我々の方でも検討してきているところでございます。

従来の特定実験試験局というのは、私どもの地方の支分局というか出先機関がござりますけれども、全国11カ所あって、要は11管区、東北とか関東とかございまして、例えば東北の管内で使っていない電波を指定して、ここは自由に使ってくださいということで、そこの電波を公示、東北の管内なら東北の管内で、そこの電波は使ってないので手続を簡単にして実験しやすくしますよという形で運用してきたのが、従来の特定実験試験局制度です。

先ほど申し上げたようなドローンの議論とかは、もっと絞ったところで使うケースがあるのではないか。そういうところで今回の特区の御議論もあって、特定のところで言えば首長さんがそれなりの責任を持って管理するとか、特定のエリア、例えば今回の場合だと九州全域ではなくて福岡の何とか地区とか、エリアに限って運用する。主体とかがはっきりするということであれば、従来だと例えばWi-Fiとかほかで使っているものを指定していないのですけれども、Wi-FiとかBluetoothとかみんなでシェアしながら使っているようなシステムについては、特定のところでの実験とかの目的であれば、特定実験試験局と同じように手続を簡素化するようなプロセスを入れたらいいのではないかということで、こちらは今ある制度の運用の見直しになるものですから、そういう見直しをしていこうではないかということで、私どもドローンの議論のところから検討を始めているところがございまして、先般のときにそういう制度もあるので、私どもの趣旨としては具体的な御相談があれば、例えば今回の場合、BluetoothとかWi-Fiなので2.4GHz帯とか5GHz帯とか、そういうところの周波数を例えば場所はよくわかりませんけれども、福岡市の何とか区の何とかエリアみたいなところで、こういう形で使うということであれば、そこで使う周波数と出力にある程度制限がかかりますが、その範疇であれば先回申し上げたような簡単な手続でやれるようにするというような制度を整備すると。

○根本課長補佐 その電波の条件については、毎年告示で決めまして、告示を決めるときには意見募集をしております。ですから一般の方でも総務省のホームページを見て意見を出そうと思えば出せます。

○田原課長 従来そういう運用をしてきたものですから、余りそういう御意見まで、多分それは難しいのだろうということでお話は出てきていないのですけれども、我々ももう少し柔軟にその制度を運用したほうがいいのではないかということで、それを使ってやれば、手續が簡素化される。短期間で使えるようにできるので、それでいいのではないかでしょうかというのが前回の御説明です。そこは私どもが今、考えている話と現状の違いをよく御説明させていただきたかったので。1点目はそういうことでございます。

○八田座長 今のを整理すると、要するに2.4GHzや5Ghzもそういう地域限定にするならば

いいことにしようと。

○田原課長 はい。そういうふうにしようではないかということで検討しています。

○八田座長 わかりました。

原委員、どうぞ。

○原委員 それ以上の要件は課されるのですか。何か実験試験局としての規模であったり。

○田原課長 要は規模というか、今は実験試験局というか周波数を指定するときに、使える周波数と出力の上限を決めます。要は必要以上にパワーが上がっててしまうと混信のエリアが広がってしまいますので、多分、開発の段階で使うというのは例えば既存のWi-Fiで使っているものと同じようなパワーのものだと思いますので、同じような上限を設定することになります。その範囲の中で使うということであれば、手続を簡素化するということです。

○藤原次長 個別のそういう当てはめに関しても、例えば福岡市のどこの地域で、どういう出力制限でというのも全部告示にしてパブコメするのですか。

○田原課長 そういうイメージです。エリアをどういうふうに指定するかというのはまたいろいろ御相談しながら、地域で変わってくるのだと思いますけれども、だから従来、九州という範囲だったものを、もっと限定的に運用する柔軟性を持たせる。

○藤原次長 そういう運用の改善自体が、広い意味での制度改革だと思うのですが、そういった制度全体を整備されて、何らかの通知なり告示なりにしていくようなお考えもあると考えてよろしいですか。

○田原課長 はい。そこはやっていこうということで、先般のドローンの議論もあるので、そこはいろいろドローンで取り出される自治体さんもあるので、そういうところともお話をさせていただこうとしていますので、その並びと考えています。

○八田座長 すばらしいと思います。続けてお話ください。

○田原課長 今回の法改正の話ですが、法改正自身は国会で御審議が終わりまして成立いたしております。こちらについては完全に向こうで、海外で日本と同等の標準、規格を取っているもので、例えばアメリカでも認められているものを日本で持ち込んだ場合、結局、海外来訪者の利便性を向上しようと、観光客をふやすという政策目標をもとにして、その中でどこまで認められるかということで、そこは日本の技適を取っていなくても、基本的には国際標準に乗っかっているということと、旅行者が使うのは短期であるということと、そのまま使うものなのでいいのではないかということで、今回制度を入れたものでございます。

これと同じようにできるのではないかという御指摘なのですけれども、大体外形的には似ているのですが、我々としてはこういう開発物だとモジュールは組み込んだとしても、例えば携帯電話にチップというか通信装置が入るわけですが、全体としては開発なので、前回も申し上げましたが、配置を変えたりいろいろ組み合わせると、こういうものというのは電波のそこから出る特性が変わってしまったりします。そうすると、必ずしも全く日

本と同じような規格で、そのまま運用されるとは限らない。いじってしまうとやはり変なものが出来たりするというのがあるので、どこかで確認行為が必要だということと、いじる、開発するにはある程度電波の知識を知った人にやってもらわないと、そういうときに対処ができないくなってしまうので。あと、観光客がスマホを持ってきてそのまま使うのとは質が違うのではないかということで、そういうものではなくて、実験局という確認行為を簡単にした上で、運用していただくような形にしていただきたいと考えています。

○八田座長 それでは、福岡のほうからお願ひします。

○谷新産業振興課長 特定実験試験局の運用の見直しにつきまして1点御確認なのですが、福岡市が今回規制緩和を求めているそもそもその内容というのは、開発の促進といったいわゆるビジネスベースの話を差し上げていますので、当然、周波数帯がビジネスベースに乗らないとか、開発を許していただける場所がそもそも例えば山の中であるとか、離島であるといったところはビジネスベースの話ではございませんので、その辺は十分御考慮いただいて、あくまで開発をされる、ビジネスをされる事業者に合わせて今回の特定実験試験局を運用していただけるということでございましょうか。

○田原課長 そこを山奥でなければいけないと言うつもりはさらさらございません。ある程度に限っていただく必要はあると思います。管理ができるような形とか、先ほども少し申し上げましたが、それをどういう形で指定するのかというのは御相談だと思うのですが、当然ビジネスとか開発のためなので、例えばBluetoothとかWi-FiをやるのにWi-Fiと違うバンドで実験してくださいと言うつもりはございません。Wi-Fiのバンドで、Wi-Fiと同じぐらいの、先ほど上限だけ決めると言いましたけれども、そこのスペックを決めて、開発エリアといったところを指定して、そこで所定の手続を踏んでいただければOKという形にできないかという話です。

○谷新産業振興課長 あと、例えば告示の見直しというのも隨時というわけではないようなのですが、例えばビジネスをされる方からの御要望があれば、速やかに御対応いただけるというような柔軟な対応をとっていただけるものなのでしょうか。

○田原課長 通常の従来のものは年に1回、見直してきているのですけれども、先ほど来、申し上げている特区の議論、ドローンの議論とか、ほかの次世代の無線機の開発の議論とかいろいろあるものですから、そこは先ほど申し上げたように柔軟に要望に応じて年に1回とかではなくてやっていこう、要望に応じて多分地域によってそれぞれ違う話になりますので。とは言え大体の基本的には外形的にはどこの地域でもこういうものが出てくるだろうと、大体想定されるのがWi-Fi等が使っている電波です。Bluetoothとかいろいろなものに組み込まれているものを使ってやりたいというケースがあるので、そういうところであれば周波数帯で出力も同じようなものであればいいという形です。こういうケースは要望に応じてどんどん指定していく様に考えようということで、我々も本省で議論していたので、地方局に御相談に行ったとき、そちらにまだ言っていたものですから、従来のシステムの制度のお話を聞いて食い違いが出てしまって申しわけなかったのですけれども、

ども、そういうものも地方局に周知しながら柔軟な対応でやっていきたいと思っています。

○谷新産業振興課長 開発の場所といったものも、事業をされている方は当然自社で開発をされたいという御希望がございます。ですので、例えばある特定の場所、例えば市内1カ所、2カ所に全部持ってきて、そこでならいいですよという話はビジネスベースの話に乗らないかと思いますけれども、エリアを指定するといったのが面的なお考えがあるのか、それともあるところピンポイントでやられるということなのでしょうか。

○田原課長 管理の仕方、指定の仕方というのはいろいろあるのかなと思っていますけれども、ある程度面的に広がっていろいろな人が絡むということになると、そこの面の中で仮に干渉が起きたときに、誰がどういった形で干渉を排除するように調整するのかとか、その責任体制をどうするのかという整理が若干必要かなと思っています。

例えば市全域というわけでもないのでしょうけれども、広くなると市長さんにどの程度の責任というか、コミットをしていただいてやるような形にするのかとか、その辺の細かい運用のところは整理しなければいけないのかなと。ある程度、例えば大きな工場を持っている、福岡さんだとそういう事業者さんもいると思うのですけれども、その事業所の中、例えば100メートル四方ぐらいあるような事業所を持っている方で、その人がその中でやりたいというのであれば、そこだけになるのかもしれないですし、その指定の仕方というのはいろいろあるのではないか。検討を始めたのは例えばドローンの話とかですと、広いエリアで10キロ四方で飛ばしたいといったら、その10キロ四方の対象エリアを指定するというやり方になるのかなとか、そういう形で、その対象のエリアの指定の仕方で何か混信が起きたときの体制とか、そういうものを個々に整理する必要はあると思っています。

○谷新産業振興課長 海外の事例で、私どもで調べている米国と韓国の事例なのですけれども、特に韓国についてはペーパーの申請で例外規定が運用されているようでございます。しかも審査期間は1日と私どものほうでは情報を持っておりまして、これにつきましてぜひ米国、韓国の事例につきましても、総務省さんから内容を、我々では情報の獲得に限界がございますので、少しお調べいただいて、御提示いただけないでしょうか。

○根本課長補佐 我々もマンパワーが限られておりますので、できる限り調査はいたしますけれども、優先順位としてほかに差し迫った申請とかがありますと相応の時間を必要とします。ですので、調べはいたしますけれども、ほかの案件とどちらを優先するかというのは、この場ではなかなか判断が。

○八田座長 こういうふうに考えてよろしいですか。基本的には総務省さんとしては、この件については相当前向きにやっていこうとお考えで、こういう開発をできるようにしたい。その際にエリアもかなり広めにとってもいいけれども、何の許可もなしにやるわけにはいかないので、それは個別に一応の申請をしてもらって、そして許可を与える。その許可の仕組みについて今、福岡市さんは、そこは余りに何カ月もかかるとか面倒くさいことなると心配しておられるのですが、総務省さんのお話を伺っていると基本的には大きな弊害がない限りいいんだとお考えだということですね。

○田原課長 そうです。最初のときは最初なので、先ほどの条件とか1回、回り始めてしまえば、特定実験試験局のプロセスに入るので短くなると思うのですけれども、最初、我々も新しい運用の仕方を入れるので、そこで最初、1週間でできますかと言われると難しいこともあると思いますけれども。

○八田座長 ということは、基本的には、地域としては福岡市の半分ぐらいのかなり広めを最初はとるけれども、広めの中で、個々のケースについて審査はする。最初は、実際に個々の申請に1週間なり何なりの期間はかかる。しかし、運用が定着したら審査期間は短くするつもりだということですね。福岡市さんは、申請のプロセスが余りに大変だったりすると困るから、海外の事例も見て簡単にしてくださいというのですけれども、もともと簡単にするつもりだから別にそんな調査する必要もないということなのでしょうか。

○田原課長 従来の電波法の中で特定実験試験局で簡単な手続をします。諸外国でいろいろ手続はあると思いますけれども、私どもとしては日本は結構込み合って使っているところもあるので、何かあったときにちゃんと対応できる、あるいは無線に知識のある人、特に開発ということであれば、ぜひそういう方々にちゃんとやっていただきたい。そうでないと誰でも彼でもやってしまうが、そういうことではないと思います。最初、売るときには技術基準適合証明を取らなければいけないので、ちゃんとした知識を持った方がやると思いますので、そういう方々がちゃんといいる会社さんであれば、決して大きな負担になるような制度ではないと思っています。

○八田座長 これで開発の問題は大体解決したと思うのですけれども、展示の問題も大体同様に解決できるのですか。

○谷新産業振興課長 海外からも携帯端末、PCの持ち込みというのが、いじらないものであればということであれば同じような話で、海外からの部品、Bluetooth、Wi-Fiであっても特段FCC、ECマークといった海外の認証を得たものをそのまま使うということであれば、同じ条件でございますので、それはよろしいということになってくるのでしょうか。

○田原課長 現状の制度というか、今国会で改正した制度では、そこまでは想定していません。政策目標としては、あくまでも海外から来られる方が持ってきたものを一時的に利用することを可能としましょうということで、今回の法改正の形ができていますので、少なくとも今回の法改正ではそこまでは対象にしていないという形です。

○谷新産業振興課長 そうしますと、同じように展示会等々で海外の認証を得たものを持ってきて、展示をするといったことも、それは外国の方が持ってこられて日本中動かれるよりはかなりリスクは少ないと思いますので、ぜひお願ひしたいと思います。

○田原課長 今後の課題としては十分あり得ると思います。ただ、何でもかんでもそれでいいというわけではなくて、やはり混信が起きない範囲内で。

○原委員 それは先ほどの特定実験試験局ではできないのですか。

○田原課長 できます。当然同じような形で申請いただければ。

○八田座長 特定実験試験局の中で許可するタイプ1、タイプ2で。

○田原課長 手続していたら全く同じものが使えますので、今までより全然簡単にできるというのには変わりません。それをまたさらにもう一段という話であれば、将来の課題としては我々も検討します。

○八田座長 許可基準がいろいろあるでしょうけれども、こういう場合は特に楽にできるということでしょうね。福岡市さん、かなり解決したのではないですか。

○袴着企画調整部部長 そうですね。基本的な方向としては我々の考えに近いかなと思っていますが、先ほど展示用というものに限りますと、開発の際はいじったり2つのものをくっつけて電波を発する可能性がある。展示用というものであれば、もう既に海外で認証を受けたものをそのまま持ってくるだけですので、それについては開発用と差異を設けることも可能なのではないかと考えます。

○田原課長 展示用となると特区とかそういう議論ではなくて、持ち込み端末自身も全国区で話をしている議論ですので、法の建付け、今後のその制度のあり方、そこは今後の法の実態を含めて、見直しの課題の1つとして考えていきたいと思います。場所を限ってという話ではないかなと思っています。

○八田座長 そうすると、とりあえずは今の特定実験試験局を使う。それなら特区ができるから、それでまずやりたい。その後は全国でやりたいということですね。

○田原課長 はい。

○袴着企画調整部部長 せっかくそういう御提案をいただきましたので、ぜひ使い勝手の良い形にしていただければと思います。特にこのベンチャーのIoT、ウェアラブル端末の開発というところで、非常に福岡市で盛り上がってきているところでございまして、そうしたところで国際競争力をつけていきたいと思いますので、ぜひ良い制度にしていただければと思っております。

○田原課長 私どももそういうところは柔軟にいろいろ考えていきたいと思っておりますので。これは私どもからの要望ですが、そういう場所をつくるときに必ず人の育成も含めてしっかりと考えていただきたい。今、無線は柔軟に使えてしまうので、余り知識なくそういうものを使って、結局、後でトラブルになるケースもありますので、そういうところも含めてぜひ我々としてはそういう人材育成をしていただくと、福岡さんだけではなくて全体のためとしても非常にありがたいので、そういうところも含めて御検討いただきたいと思います。

○八田座長 どうぞ。

○藤原次長 ありがとうございました。かなり議論が深まったと思います。

先ほどから田原課長からお話をございましたが、ドローンの関係ともかなり密接にかかわってくる議論でございまして、成長戦略に一定の頭出しといいますか、制度改正の趣旨をきちんと今回書かせていただく方向で今、調整をしておりますので、この話も含めてドローンの実証に加えて福岡市さんの要望の開発、展示関係の話も含めて、まさに特定実験試験局の制度改善のポイントみたいなものをぜひ早目にお出し下さいまして、それは必要

があればまたワーキンググループで議論させていただく形にさせていただければと思って  
います。

恐らくそのときのポイントは今日も議論がございましたが、かなり込み合っていて、今  
までは使えないと言われていたビジネスベースでの電波周波数帯も要するにできるように、  
ある程度認めるようになる話とか、もちろん代替措置というかいろいろな制約があると思  
いますけれども、プラスアルファ恐らく手続の迅速化、個別なのか包括認定のかとか、  
あるいはパブコメの期間はどうするかとか、そういったところも含めて、これまでの制度  
を大幅に改善したという形で世間にきちんとPRといいますか、高く売っていくことも政府  
として非常に重要なと思いますので、その辺の表現ぶりを含めて、御配慮いただいた上で  
総務省さんから案をいただければ、また議論を具体的にさせていただくことになると思  
いますが、そんな手續でよろしゅうございますでしょうか。

○田原課長 何か文書を出すという形なのでしょうか。そのプロセスが。

○藤原次長 成長戦略にそこら辺を書かせていただこうと思っていますので、ぜひそのあ  
たりの制度のポイントを御提出いただいて、ワーキンググループで議論させていただけれ  
ばと思います。

○田原課長 そこは事務的に提出の仕方など御連絡いただければと思います。

○八田座長 IT技術を開発するのに役に立つ制度改革が行われるというメッセージが世の  
中に伝わると思います。

では、非常に前向きな御検討をいただきまして、どうもありがとうございました。